

27日獣発第131号
平成27年8月13日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

**牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法
に基づき管理者が行う届出等の適切な実施のための協力依頼**

このことについて、平成27年8月3日付け27消安第2680号をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、熊本県内の管理者が牛トレーサビリティ法に基づく出生の届出義務に違反し、同法に基づく催告措置が行われたという内容です。

つきましては、管理者等に対する牛トレーサビリティ制度の更なる周知徹底について、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

27消安第2680号
平成27年8月3日

公益社団法人日本獣医師会 会長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に
基づき管理者が行う届出等の適切な実施のための協力依頼

平素より牛トレーサビリティ制度の推進に御理解と御協力いただき、ありがとうございます。

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「法」という。）に基づく牛トレーサビリティ制度については、昨年11月に、牛の管理者（酪農家）が事実と異なる出生日を届け出ていることが判明した事案を受けて、同制度の周知徹底をお願いしてきたところです。

しかしながら、本年1月30日、法第8条第1項に違反する同様な事案が判明し、法第5条第1項に基づく催告を行うこととなりました。

昨年の事案を受けて、牛トレーサビリティ制度の更なる周知徹底を図っている中でこのような事案が再び起こったことは、同制度に対する消費者や関係者の信頼を揺るがすものであり、誠に遺憾であります。

このような事案の発生を防止するため、牛の管理者に対する監視、指導等をより一層強化するとともに、牛トレーサビリティ制度について改めて周知徹底することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、管理者等に対する制度の更なる周知徹底を図っていただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。



九州農政局

プレスリリース

平成27年7月31日
九州農政局

牛トレーサビリティ法の届出義務違反に対する措置について

熊本県内の牛の管理者に対して牛トレーサビリティ法に基づく立入検査を実施した結果、同法に基づく出生の届出義務に違反していることを確認しました。

このため、本日、当該管理者に対して、牛トレーサビリティ法に基づく催告を行いました。

経過

1 農林水産省九州農政局は、平成27年1月から平成27年6月まで、牛の管理者である株式会社T-Farm（以下「T-Farm」という。）に対し、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「牛トレーサビリティ法」という。）第19条第1項（別紙1参照）に基づく立入検査を実施し、関連データを精査しました。

2 その結果、T-Farmが、以下の行為を行っていたことを確認しました。

平成15年12月1日（牛トレーサビリティ法施行日）から平成27年1月8日までの間に出生した牛871頭のうち、596頭（平成18年7月22日から平成26年7月21日までの間に出生）について、実際の出生日から、1日から最大39日まで遅らせた日を出生日として届け出たこと。

措置

T-Farmが行った上記2の行為は、牛トレーサビリティ法第8条第1項に違反することから、九州農政局は、当該管理者に対し同法第5条第1項の規定に基づく催告を行いました。（別紙2参照）

<添付資料>

別紙1（牛トレーサビリティ法参照条文）

別紙2（催告の内容）

参考（株式会社T-Farmについて）

－お問い合わせ先－

消費・安全部 安全管理課

担当：植田、松ヶ野

代表：096-211-9111(内線4252)

ダイヤルイン：096-211-9137

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法
(平成15年法律第72号)(抜粋)

(牛個体識別台帳の正確な記録を確保するための措置)

第五条 農林水産大臣は、牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、第八条及び第十一条から第十三条までの規定による届出をすべき者に対する届出の催告その他牛個体識別台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じるものとする。

2 (略)

(出生及び輸入の届出)

第八条 牛が出生したときは、その管理者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、出生の年月日、雌雄の別、母牛の個体識別番号、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 (略)

(報告及び検査)

第十九条

農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、牛の管理者、輸入者若しくは輸出者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該牛の管理者、輸入者若しくは輸出者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 (略)

株式会社T-Farmに対する催告の内容

- 1 貴農場の牛に係る届出内容を直ちに確認し、適正な届出がなされていない牛については、適正な届出内容となるよう速やかに修正の届出を行うこと。
- 2 法に基づく届出を正確かつ確実に行うために必要な書類等を速やかに整備し、管理できる体制を構築すること。
- 3 出生、死亡、譲受け、譲渡し等をしたときは、適正な届出を遅滞なく行うこと。
- 4 貴農場において、牛トレーサビリティ制度について認識を深め、その遵守を徹底すること。

(参考)

株式会社T-Farmについて

所在地	熊本県山鹿市鹿本町高橋362番地2
代表取締役	高倉英治
設立	平成25年3月27日
資本金	金 50万円
事業内容	酪農経営

熊本県のニュース

熊本放送局

■牛の生まれた日ごまかし催告

山鹿市にある酪農業者が、牛が生まれた日を実際よりも遅く届けて成育を良く見せようとしたとして九州農政局は31日、正しい届け出などを求める催告を行いました。

催告を受けたのは、山鹿市にある酪農業者「T-Farm」です。九州農政局によりますと、この酪農業者は平成18年7月から26年7月までに生まれた596頭の牛について、実際に生まれた日よりも最大で39日遅く生まれたように届け出ていたということです。

牛は国内でのBSEの発生を受けて制定された「牛トレーサビリティ法」で、生年月日や飼育場所の履歴などの登録することが生産者に義務づけられています。

九州農政局は、立ち入り調査の結果違反の事実が確認できたとして、31日、この業者に対して正しい届け出や、必要な書類の管理などを求める催告を行いました。

九州農政局によりますと、この法律が施行されてから催告が行われたのは、全国で7件目だということです。

この酪農業者は九州農政局に対して「月齢のわりに牛の成育がよいように見せかけて、取り引きを有利にしたかった」と話しているということです。

07月31日 19時18分

8/1(土) 熊本日日新聞 6面

子牛の出生日
遅らせ届け出
山鹿市の農業法人
九州農政局が催告
九州農政局は31日、
牛トレーサビリティ法
が定める正確な牛の出
生届出義務に違反した
として、山鹿市の農業

法人のT-Farmに
修正と再発防止を催告
した。
同局によると、同法
人は2008年7月、
14年7月に生まれた子
牛596頭の出生日を
実際より最大で39日遅
らせて届け出ていた。
「家畜市場での子牛の
評価を高くするために
遅らせた」と説明して
いるという。
14年12月の定期調査
で、出生日の届け出が
母牛の食肉処理後とな
っている子牛が見つか
り、1月には立ち入り調
査して違反の確認を遂
げていた。
同法人は「食の安全
への信頼を裏切り、申
し訳ない。反省してい
る」と話した。

8/1(土) 日本農業新聞 27面(地域版、南九州版)

山鹿市の酪農会社
届け出義務違反
九州農政局が催告
【くまもと】九州農政
局は7月31日、熊本県山
鹿市の酪農経営、(株)T-
farmを牛トレーサビ
リティ法の届け出義務違
反で催告した。
調べでは、同社は20
08年12月から今年1月
までに生まれた牛871
頭のうち、596頭の出
生日を実際より1日から
最大39日遅らせて届け出
ていた。同社は「家畜市
場に出荷する際に増体率
を上げて販売するために
遅らせた」という。